

森町教育委員会定例会会議録 (要旨)

会 議 名	令和元年8月森町教育委員会定例会					
開 催 日 時	令和元年8月23日(金) 13時30分					
会 場	森町文化会館 第3研修室					
出席委員	教育長	比奈地敏彦		委員	井口 始	
	委員	村松加代子		委員	鈴木眞子	
	委員	早馬保男				
出席者	学校教育課 課長	塩澤由記弥	社会教育課 課長	松浦博		
	課長補佐	岩井秀司	技監	北島恵介		
	学校教育係長	土屋智也乃	課長補佐	三澤由紀子		
	庶務係長	石黒智己				
傍 聴 者	なし					

1 開 会

教 育 長	委員の出席を確認し、開会を宣告。
-------	------------------

2 前回会議録の承認

教 育 長	事前に配付してある前回定例会の会議録について、質疑を求める。
委員 全 員	質疑なく承認。
教 育 長	前回定例会会議録の承認を宣し、教育長の報告を行う。

3 教育長の報告

教 育 長	8月に開催及び出席した各種会議等について、報告をする。
教 育 長	<p>1日 課長会議 (熱中症対策 藤本コレクション、献血運動への協力 森町を語る会日程 各課より連絡等)</p> <p>2日 森の教育幼小一貫教育の日 (グループ研修 講演会 ～発達障害について～ 森町病院副院長 水野義仁氏)</p> <p>3日 文化講演会 (森町の古墳と鉄文化 講師：田村隆太郎 氏)</p> <p>5日 広島平和記念式典派遣児童生徒 (泉陽中学校校区児童・生徒4人出発 引率3人 教員2人+事務局)</p> <p>6日 町職面接事前打合せ (令和元年度受験生への対応)</p> <p>広島平和記念式典派遣 (児童生徒 平和への強い思い 平和宣言の意義 戦争の悲惨さ帰町報告)</p> <p>袋井市・森町議会議員研修会 (過疎化の現状/外国人の活力と共生 講演 池谷啓 氏)</p> <p>夢づくり大学理事会 (年間計画 大学祭の開催 特別講座について等)</p> <p>7日 静岡県教育研究会英語教育研究 (会場地区教育長代表挨拶部夏季研究大会 県内各地区から約380人参加)</p> <p>9日 いじめ防止等対策委員会 (森町のいじめ現況報告 ネットパトロールの分析等)</p> <p>13日～15日 盆期間 (初盆宅へ 7宅)</p> <p>16日 課長会議 (夏季休暇の利用 9月議会に向けて 森町を語る会等)</p>

	18日 SBSテレビ「日本の祭り」にて山名神社祭典放映16:00～ 19日 藤本氏来庁 (藤本コレクション寄贈受領式 招待者 約50人) ※小ホールにて式典 20日 森町を語る会 (山間地が抱える問題点の解決策 森町の今後) ※黒田地区について 23日 教育委員会 (8月定例教育委員会) 第1回総合教育会議 (森の教育の進捗状況園・学校訪問をして学調結果報告と分析等) 26日 職員採用試験面接 (1次試験合格者による面接) 森中、泉陽中統合の地域説明会 (2回の準備委員会内容説明) 27日 静教組磐周支部長来庁 (人事等情報交換) 28日 第1回磐周地区教育長会 (令和元年度末管理職人事について意見交換) ※磐田市役所 30日 磐周校長会常務理事との懇談 (磐周教育の後半戦に向けて)
教育長	教育長の報告について、質疑を求める。
委員全員	質疑なし承認。

4 付議する案件

【議事】

教育長	議事について事務局に説明を求める。 議第21号について説明を求める。
社会教育課 課長補佐	議第21号 令和元年度森町社会教育委員・生涯学習推進協議会委員の委嘱について 令和元年度森町社会教育委員・生涯学習推進協議会委員の委嘱について議決を求めるもの。4月の定例会で委員の委嘱をしていたが、その後、体育協会会長の小澤哲夫委員が、体調不良を理由に体育協会会長の職を辞職した。7月26日体育協会の常任理事会において、新たに亀澤進さんが会長に就任したため、亀澤体育協会会長を委員として委嘱する。
教育長	以上について質疑を求める。
委員全員	質疑なし承認。
教育長	議第22号について説明を求める。
社会教育課 課長補佐	議第22号 令和元年度森町人権啓発推進協議会委員の委嘱について 令和元年度森町人権啓発推進協議会委員の委嘱について議決を求めるもの。 社会教育委員と同様に4月の定例会で委嘱をしていたが、社会教育正副委員長のうち、小澤哲夫副委員長が辞職をされたため、新たに選出された岡戸副委員長を委員として委嘱する。
教育長	以上について質疑を求める。
委員全員	質疑なし承認。
教育長	議第23号について説明を求める。
学校教育係長	議第23号 森町立幼稚園保育料徴収条例の廃止について 最初に今回の国の制度の改正により町の保育料がどのように変更になるかを簡単に説明する。幼稚園の保育料は、現行月額5,000円徴収している。給食費については園にて実費を徴収しており、1食あたり186円となっている。10月以降、給食費は主食費部分30円、副食費部分156円に分け、主食費部分については全保護者から徴収し、副食費部分については保護者の所得階層等により免除対象者を決定し、免除対象者以外の保護者より徴収する。免除対象者の副食費については町で負担をする。 次に預かり保育料については、現行では、年間預かり保育、長期休業中預かり保育は就労証明書を提出して預かり保育を利用している。就労時間の条件は設けてない。しかし今

	<p>回の国の法改正で、保育の必要性の認定を受けた場合、無償化の対象となる。日額450円に利用日数を乗じた額が無償化の対象となり、上限11,300円が設定され、上限を超過した場合は保護者負担となる。</p> <p>議第23号 森町立幼稚園保育料徴収条例の廃止について説明する。廃止の理由として子ども子育て支援法の改正により令和元年10月から幼稚園保育料が無償となり、保健福祉課で新条例を制定し、その中で幼稚園保育料についての規定をするため、こちらの幼稚園保育料徴収条例を廃止をすることになる。廃止をするには、森町子どものための教育保育に関する利用者負担額を定める条例の附則で条例廃止をする。</p>
教 育 長	<p>無償化であるが、全てが無償化となるわけではない、条件により額が変わることもある。差額分については保護者負担となる。</p> <p>以上について質疑を求める。</p>
井 口 委 員	<p>2点質問する。必要性の認定は何の必要性の認定なのか。教育委員会所管の条例を保健福祉課制定の新条例の附則で廃止するとは。</p>
学校教育係長	<p>必要性の認定とは、子供に対して家で保育が出来ないので幼稚園での保育が必要であると認められること。今、保育園の入園の条件と同様の条件で認定される必要がある。就労時間が月64時間等の条件がある。</p> <p>保健福祉課で森町こどものための教育保育に関する利用者負担額を定める条例を制定するが、その中で幼稚園の保育利用者負担額の規定をする。そのため、関係条例について、附則で廃止、経過措置を規定するようになる。</p>
鈴 木 委 員	<p>預かり保育料はかからないのか。</p>
学校教育係長	<p>保育の必要性の認定を受けた方が対象となるため、就労時間が64時間に満たない場合は無償化の対象にならない。</p>
村 松 委 員	<p>10月1日から無償化が始まるが、保育の必要性の認定を受ける必要があるのではないか。</p>
学校教育係長	<p>8月22日に利用者へ申請書類を送付して、保育の必要性の認定をするため確認作業をする。</p>
委員 全 員	<p>他に質疑なく承認。</p>
教 育 長	<p>議第24号について説明を求める。</p>
学校教育係長	<p>議第24号 森町立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例の提出について 森町立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例の提出について議決を求めるもの。改正の理由としては、子ども子育て支援法の改正に基づき、幼稚園の預かり保育料について、保育の必要性の認定を受けた場合、月額11,300円を限度として無償とする改正をする。条例案のとおりとなる。</p>
教 育 長	<p>以上について質疑を求める。</p> <p>限度額を超過する場合はあるのか。</p>
学校教育係長	<p>11,300円を超える場合は、30年度の実績によると、12名が長期休暇中の預かり保育について超過する場合は考えられる。</p>
委員 全 員	<p>他に質疑なし承認。</p>
教 育 長	<p>議第25号について説明を求める。</p>
学校教育係長	<p>議第25号 森町語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について</p> <p>ジェットプログラムという国の事業を使って招致しているALTについて、地方公務員法の改正により、特別職の非常勤職員から一般職の会計年度任用職員へ変更となるため改正</p>

	となる。総務課提出の第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の整備に関する条例の中で改正する。
教 育 長	以上について質疑を求める。
委員 全員	質疑なし承認。
教 育 長	議第26号について説明を求める。
社会教育課長	議第26号 森町総合体育館建設基金条例を廃止する条例の提出について 平成27年に森町総合体育館が建設されて4年が経過し基金の目的が達成されたため、条例を廃止する。基金を取り崩すと一般会計に入り、その資金を周智高校跡地の県からの購入金額に充てるようになっている。
教 育 長	以上について質疑を求める。
委員 全員	質疑なし承認。
教 育 長	議第27号について説明を求める。
学校教育課 課 長 補 佐	議第27号 森町立小・中学校処務規程の一部改正について 森町立小・中学校処務規程の一部改正について、改正の理由としては、現在、インフルエンザに罹患した場合、解熱後、病院で治癒証明書を取得し、登校できるようになっているが、学校において予防すべき感染症の解説が平成30年3月に発行され、治癒証明書を一律に求める必要は無いと書かれていた。このことから、治癒証明書取得に伴う保護者、医者、感染症への再度感染する危険を避けるため、また、県立学校や磐周地区で取扱いを合わせるため改正を行う。様式第16号その2を追加し、インフルエンザに限ってこの様式を使う。
教 育 長	以上について質疑を求める。
早馬 委員	インフルエンザは出席停止の日数が決まっているということか。
村松 委員	この様式は保護者が提出する様式だが、様式第16号その1、様式第16号その2の使い方は。
学校教育課 課 長 補 佐	最初に熱の経過を記録するインフルエンザ罹患証明書が渡される。その後、様式第16号その2が発行される。
委員 全員	他に質疑なく承認。
教 育 長	議第28号について説明を求める。
庶務係長	議第28号 森町立学校教職員の人事評価に係る相談及び意見の申出に関する取扱要綱を制定について 森町立学校教職員の人事評価に係る相談及び意見の申出に関する取扱要綱について、平成31年4月から静岡県の新たな教職員人事評価制度が本格実施となり、年間2回の人事評価を年間2回の勤勉手当の支給に反映させることに伴い、評価に対する相談及び意見の申出の取扱いについて定めるもの。今運用している要領については併せて廃止する。
教 育 長	以上について質疑を求める。
井口 委員	年2回の勤勉手当の支給に反映されることについて、校長の評価が教師の給与に関わる厳しい問題である。校長は大変であるが、評価の研修が必要である。
委員 全員	他に質疑なく承認。
教 育 長	議第29号について説明を求める。

学校教育課長 社会教育課長	議第29号 令和元年9月補正予算の提出について 令和元年度9月補正予算の提出について議決を求める。歳入について、学校教育課では保育料の無償化に伴い減額する。学校給食費保護者等負担金は、副食費が免除される者の減額分となる。歳出について、小学校費使用料バス借上料は、小学校統合に向けた三倉小学校、天方小学校、森小学校の三小交流のためのバス借上料となる。また牛乳代を一般会計化するため増額する。 社会教育課では、藤本秀男さんより譲り受けた美術品の管理保管費用、展覧会費用、冊子作成費用として計上している。次に周智高校跡地の県からの購入費用を計上している。
教 育 長	以上について質疑を求める。
井 口 委 員	貴重な美術品を大事に有効に進めてほしい。
鈴 木 委 員	今回の補正予算で安全に保管できるのか。
社会教育課 技 監	万全に保管できるようにするため、早く収納鉄庫も設置するように努めたい。
委 員 全 員	他に質疑なく承認。

5 連絡事項

教 育 長	連絡事項について、説明を求める。
庶 務 係 長	<ul style="list-style-type: none"> ・次回9月の定例会は9月25日(水) 午後1時30分から第3研修室で開催予定。 ・この後、総合教育会議開催予定。

6 閉 会

教 育 長	以上で本日の日程を終了し、閉会とする。 14時40分閉会
-------	---------------------------------

上記のとおり、会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

署 名 人 教 育 長

委 員

委 員

委 員

委 員

事務局
